

とやのクリニック通所リハビリテーション・予防通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 きらり健康生活協同組合が開設するとやのクリニック通所リハビリテーション（以下「当施設」という。）が実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設事業の目的)

第2条 当施設における通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の主旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設での通所利用では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行ない、利用者の心身の機能維持回復を図り、利用者が居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当施設では居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 3 サービス提供にあたって、懇切丁寧を旨とし、通所利用者又はその家族に対して在宅療養生活上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行なうとともに利用者の同意を得て実施するように努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は、次のとおりとする。

施設名	きらり健康生活協同組合 とやのクリニック通所リハビリテーション
開設年月日	2000年(平成12年)10月2日
所在地	福島市鳥谷野字宮畑64-1
電話番号	024-544-1122
介護保険事業所番号	0770101426

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、法令の定めるところによる。

職名	員数
医師	1以上
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 又は看護職員若しくは介護職員	2以上
上記のうち、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1以上

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行なう。
- (2) 看護職は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行なう。
- (3) 介護職は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護および日常生活上の世話等を行なう。
- (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、他の職種と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施及び指導を行う。

(利用定員)

第7条 一日の利用定員は、**20名**（午前10名 午後10名）とする。

(営業日及び営業時間)

第8条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間、通常のサービス提供時間は、以下の通りとする。

- (1) 営業日は木曜日を除いた月曜日から土曜日とする。
ただし、国民の祝日、年末年始（12/31～1/3）及び夏期休業日（8/13～16）その他きらり健康生活協同組合が定めた日を除く
- (2) 営業時間 月・火・水・金曜日の場合 午前8時30分から午後5時30分
土曜日の場合 午前8時30分から午後4時30分
- (3) サービスの提供時間
月・火・水・金曜日の場合
午前の部 9時30分から11時40分
午後の部 14時00分から16時10分
土曜日の場合
9時30分から11時40分

(サービス内容)

第9条 通所リハビリテーションは居宅における生活の継続を目指し、通所リハビリテーション計画に基づいて、看護、介護、ならびにリハビリテーションを行う。

(利用者負担の額)

第10条 通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとする。

- (1) 法定代理受領サービスに係る利用料1割負担又は2割負担、3割負担により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、食費、日用消耗品費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、福島市とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 禁煙
- ・ 火気の手扱い 火気の手扱いは、禁止とする。施設企画の場合のみ。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、なるべく持参しないようにしてもらう。なお、やむを得ない場合は、事務室において預かる。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は、禁止する。
- ・ 体調に不安がある場合やご利用者・ご家族に感染症の罹患及び感染症の疑いがある場合はサービスご利用前にご相談ください。
- ・ 利用者又は家族が事業者や職員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体的暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る）、過剰な要求並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合、文書等で通知することにより、この契約を終了することができる。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行なう。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ちあう。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 火災や地震が発生した場合には、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (5) 防火管理者は、従業員に対し防火教育、消火訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)…年2回以上
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底…随時
- (6) その他必要な災害防止についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第14条 職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 通所利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能力の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定めるきり健康生活協同組合の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行なう年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第18条 通所利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行なう。

(感染症対策)

第19条 感染症予防に関する委員会を定期的に開催し、対策等の検討を行なう。また、万一、発生した場合は、感染症対策マニュアルに沿って必要な措置を講じる。

- 2 ご利用者・ご家族に感染症の罹患及び感染症疑いがある場合はサービス参加前にご相談下さい。
- 3 針刺し事故等によってスタッフに利用者様の血液・体液等暴露があり、利用者様の感染情報がない場合、その場で採血検査をさせていただきます。

(個人情報の取り扱い)

第20条 個人情報の取り扱いについてはきり健康生活協同組合「個人情報保護」基本方針および関係法令及び厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いを行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第21条 事故発生の防止のための指針を作成し、介護事故の防止及び発生時の対応について規定する。
- 2 利用者に対する通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、指針に基づき、速やかに保険者、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うなど、必要な措置を講じる。
 - 3 利用者に対する通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
 - 4 発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリハット事例）について、当該施設職員は、施設管理者へ定められた様式にて報告する。
 - 5 事故発生防止のための委員会を設置し、発生した介護事故、ヒヤリハット事例などを分析し、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する。
 - 6 委員会でとりまとめられた防止策を施設職員に対し周知徹底する。
 - 7 施設職員を対象とした事故発生の防止のための研修を定期的実施する。

(身体の拘束等)

- 第22条 原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待防止のための措置について)

- 第23条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等防止のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他、虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通達するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第24条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応について施設内に掲示する。
- 通所リハビリテーションに関する政省令および通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、きらり健康生活協同組合において定めるものとする。

附則

- 1 この改正規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この改正規程は、平成 20 年 6 月 1 日より施行する。
- 3 この改正規程は、平成 22 年 8 月 1 日より施行する。
- 4 この改正規程は、平成 24 年 10 月 1 日より施行する。
- 5 この改正規程は、平成 25 年 7 月 1 日より施行する。
- 6 この改正規程は、平成 25 年 9 月 1 日より施行する。
- 7 この改正規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- 8 この改正規程は、平成 28 年 8 月 1 日より施行する。
- 9 この改正規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- 10 この改正規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する
- 11 この改正規程は、令和元年 10 月 1 日より施行する
- 12 この改正規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
- 13 この改正規程は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。
- 14 この改正規定は、令和 5 年 1 月 4 日より施行する